

千葉県告示第953号

放置自動車の廃物の認定

千葉県放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年千葉県条例第45号）第14条第1項の規定により次の放置自動車を令和2年12月14日をもって廃物と認定するので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年12月1日

千葉市長 熊谷俊人

放置場所	放置自動車の形態			
	メーカー	車名	ナンバー	塗色
中央区蘇我1丁目21地先	ホンダ	トゥデイ	千葉 51 い 456	紺
中央区南生実町89番地先	ホンダ	フュージョン	無	白、黒
美浜区ひび野1丁目9地先	スズキ	スカイウェイブ	無	赤
緑区高田町1612-2地先	スバル	サンバー	無	白
若葉区野呂町108番地	ダイハツ	ムーヴ	無	ピンク

上記の放置自動車は告示終了後に処分等を行います。

問い合わせ先 環境局資源循環部収集業務課 電話 043-245-5249